

東村山市訪問型サービス(旧来の介護予防訪問介護に相当するサービス) サービスコード 令和元年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス	イ 訪問型サービス費(独自) (I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1168単位	1172	一月につき
A2	1114	訪問型独自サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1055	
A2	2111	訪問型独自サービス日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 38単位	39	一日につき
A2	2114	訪問型独自サービス・日割同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35		
A2	1211	訪問型独自サービスII	ロ 訪問型サービス費(独自) (II)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2335単位	2342	一月につき
A2	1214	訪問型独自サービスII・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2108	
A2	2211	訪問型独自サービスII日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	一日につき
A2	2214	訪問型独自サービスII・日割同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69		
A2	1321	訪問型独自サービスIII	ハ 訪問型サービス費(独自) (III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3704単位	3715	一月につき
A2	1324	訪問型独自サービスIII・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3344	
A2	2321	訪問型独自サービスIII日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 122単位	122	一日につき
A2	2324	訪問型独自サービスIII・日割同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110		
A2	2411	訪問型独自サービスIV	ニ 訪問型サービス費(独自) (IV)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)※1月の中で 全部で4回まで 266単位	267	一回につき
A2	2414	訪問型独自サービスIV・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	240	
A2	2511	訪問型独自サービスV	ホ 訪問型サービス費(独自) (V)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)※1月の中で 全部で8回まで 270単位	271	
A2	2514	訪問型独自サービスV・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	244	
A2	2621	訪問型独自サービスVI	ヘ 訪問型サービス費(独自) (VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)※1月 の中で全部で12回まで 285単位	286	
A2	2624	訪問型独自サービスVI・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満) 一月に22回まで	166	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	一月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	一日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算	一回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	一月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	一日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算	一回につき

A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		一月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 日割		所定単位数の5%加算		一日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 回数		所定単位数の5%加算		一回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	一月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 Ⅰ		100単位加算	100	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90 % 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80 % 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	

東村山市訪問型サービス(基準緩和型・緩和した基準によるサービス) サービスコード表 令和元年10月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービス/2	イ 訪問型サービス費(独自) (I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 934単位	938	一月につき
A2	1124	訪問型独自サービス/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	844	
A2	2121	訪問型独自サービス/2日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 30単位	31	一日につき
A2	2124	訪問型独自サービス/2・日割同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	28	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 1868単位	1874	一月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1686	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 62単位	62	一日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ/2・日割同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	56	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 2963単位	2972	一月につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2675	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 98単位	98	一日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ/2・日割同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	88	
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)※1月の中で 全部で4回まで 213単位	213	一回につき
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	192	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)※1月の中で 全部で8回まで 216単位	217	
A2	2524	訪問型独自サービスⅤ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	195	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)※1月 の中で全部で12回まで 228単位	229	
A2	2634	訪問型独自サービスⅥ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	206	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	一月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	一日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算	一回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	一月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	一日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算	一回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	一月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 日割			所定単位数の5%加算	一日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算 回数			所定単位数の5%加算	一回につき

A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2		手 初回加算	200単位加算	200	一月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 Ⅱ/2		リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	200	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 Ⅰ/2			100単位加算	100	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90 % 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80 % 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		